

論 文

ルーマン理論のおもしろさ

——『手続を通しての正統化』を素材にして——

春 日 淳 一

要 約

ルーマン理論はその独特の「難解さ」ゆえに敬遠されがちであるが、少し時間をかけて取り組めば、限りないポテンシャルを秘めた理論であることが分かる。本稿では、比較的読みやすいルーマンの初期の著作『手続を通しての正統化』を主要素材としてこの点を示唆するとともに、彼の理論の魅力について少々述べてみた。独立峰ルーマン岳に登るには、複雑化した概念装置が障壁となって立ちほだかる後期著作側からではなく、初期著作側それも良い邦訳のある初期著作側からはいるのが推奨ルートといえよう。

キーワード：手続；正統化；不確実性；プロテスト吸収メカニズム；道具的機能；表現的機能；システム信頼

経済学文献季報分類番号：01-13；02-13

I. はじめに

ふり返ってみれば筆者はかれこれ30年近くルーマン理論にかかわってきた。学生時代にある教官が当時学界の大御所だった人物を「シュンペーターで飯を食った男」と揶揄するのを聞いたことがあるが、筆者などまさしく「ルーマンで飯を食わせていただいた男」ということになる。ルーマン理論はたんに飯の種になっただけでなく、筆者にとってたえず学問的情熱をかきたてる強力な磁場であり続けた。その理論と出会って以来、研究上のスランプはほぼ出番を失ってしまった。どこにそんな魅力があるのか人に説明するのはむずかしいが、本稿ではルーマン理論のおもしろさのほんの一端を例示したいと思う。

素材として取りあげるのは1969年に初版が出た *Legitimation durch Verfahren* ([10]) で、今井弘道氏の邦訳『手続を通しての正統化』(1990年)もある。以下ではまず必要な範囲で本書のエッセンスを箇条書きで紹介し注釈を加えたのち (II)、その主張を裏づける事例を提示する (III)。次いで本書の議論からも読み取れるルーマン独特の発想法にふれ、彼が人びとに見えないものを見る (Er sieht, was man nicht sehen kann.) たぐいまれな感覚を備えていたことを確認したい (IV)。とかく「雲の上の理論」と敬遠されがちなルーマン理論が、

じつはごく身近に起こっている日常的な事柄の正体を見きわめる「澄んだ目」をわれわれに与えてくれるものであることを多少とも示唆できれば幸いである。

II. 『手続を通しての正統化』の要点とその解説

II-1 内容のエッセンス

- (1) 本書でルーマンは、政治的選挙、立法、行政の決定過程、裁判手続の四つの手続を取りあげる。彼によれば「手続」はいわば「短命な社会システム」という性質を有する。「手続とは、…ある特定の機能、即ち一回限りの拘束的な決定を形成する機能を充たし、それゆえ最初から制限された持続性しかもたない社会システムなのである」(訳32頁)。この手続という社会システムの機能の一つ(唯一の機能でも、最重要な機能でもないが)が正統化であり、「正統化」とは「決定が拘束力をもつものとして承認されること」と定義される(訳22頁)。ちなみに、いわゆるオートポイエティック・ターンを経たあとの後期ルーマン(80年代半ば以降)の社会システムの定義に従えば、手続という社会システムもオートポイエシスを示すはずであるが、本書ではその点は明確になっていない。ただ、一部にそれらしい記述はある(訳67頁あたり:次項(2)の引用下線部参照)。
- (2) 裁判手続のばあい、「手続の機能は不満を特定化すること、プロテストを分散化させ吸収することにある。手続の原動力はしかし結果が不確実だという点にある。この不確実性こそ、手続の駆動力であり、本来的な正統化のファクターなのである」(訳120頁)。そもそも「唯一正しい決定〔真理〕が存在し、それが発見可能である限り、手続はイレレヴァントとなる。決定の正しさは、それをいかにもたすか〔つまり手続〕には依存しないからである。手続が社会システムとして展開の余地をもちうるのは、法と真理の問題に不確実性(Ungewißheit)が存在するからであり、そしてこの不確実性がかなりのものである限りにおいてである。手続〔システム〕の完全分化はかかる不確実性の吸収のプロセスに関わっているのであって、手続とは、このプロセスが外的な基準ではなく手続に内在する基準によって制御されるということを意味しているのである」(訳67頁:〔 〕内および下線は引用者の付加)。
- (3) 今日の選挙における平等(平等な投票権、一票の重みの平等)は、ついそう思いたくなるとはいえ、「<自然>の実在的な事態(すべての人間は平等である)の表現でもないし、課せられ、実現されるべき価値(すべての人間は平等に扱われるべきである)の表現でもない。それは無関心の原理および根拠の特定化の原理である。即ち、すべての差異は、機能的に特定化された連関において有意味なものとして根拠づけられうるもの以外は無視してよいし、無視するべきだという原理である」(訳200頁)。

- (4) 貨幣ないし価格メカニズムが、もろもろの複雑な事情を超えて、すなわち取引に直面した売り手や買い手の個別的な状況（欲求、環境条件、経験など）を貨幣額（＝価格）という単次元に縮減して、取引にかんする意思決定に持ち込むのと平行な関係として、票ないし選挙手続は有権者のもろもろの心情・状況・経験等の複雑性を反映しつつ縮減して、〇〇への一票、ないし白票または棄権というきわめて限定された選択肢からの選択へと持ち込むのである（訳208-209頁の内容敷衍）。「政治的選挙は、構造を危険に陥れることなしに不満を表現する機会を…提供する。それは、その限りで、プロテストを吸収するメカニズムの一つであり、裁判手続もこのような機能を充たすものであるから、この点で同様のメカニズムだということができる」（訳211頁）。
- (5) [上記(4)と関連して]「政治的選挙という手続は、その公式上の意味からすれば、立法や行政における政治システムの一定のポストに人間を配置することに仕える〔道具的機能〕。しかし…それは潜在的には表現的行為という機能を獲得するのである。即ち人間〔候補者など〕やプログラムに関わる政治的同意あるいは拒否を表現するという機能である〔表現的機能〕」（訳294-295頁：〔 〕内は引用者の付加）。政治的選挙に限らず、手続は一般に道具的機能（＝合理的決定発見）と表現的機能（＝当面の感情充足）というふたつの機能をになっているといえよう。

以上5点は本書の内容のあらすじではなく、ルーマンの特徴が顕著に読み取れるいわばさわりを示したものであるが、それらを通して筆者が最もひきつけられたのは、手続を不確実性に依拠した「プロテスト吸収メカニズム」ととらえる視点である。以下この点に絞り込んで解説ないし注釈をこころみたい。そのさい格好の類比対象となるのは市場メカニズム（価格機構）である。

Ⅱ-2 プロテスト吸収メカニズムとしての手続

経済の領域では、財の稀少性を貨幣の稀少性に写し取ること（稀少性の二重化＝価格づけ）によって、財の暴力的争奪が回避され人びとの目は貨幣の平和的獲得に向けられるようになる。貨幣は一時点のストックとしてはなるほど総量が限られており稀少だが、次々に支払われていくがゆえにフローとしての量は無限であり、あえて暴力的に奪う必要はないからである。貨幣のこの特性を背景にして、貨幣を支払った者に財が引き渡されることを第三者は甘受する（Luhmann [12] 訳194-195, 56, 253-254頁；春日 [5] 114-117頁）。同じ事実が経済学では価格機構の利点としてたとえば次のように描かれる。すなわち、市場均衡価格を支払う者に稀少な財を配分するやり方は、①選抜機能を単純明快に果たすとともに、②取

引機会の公平性を保証し(当事者の支払い意思以外の属性の無視)、かつ③効率的な資源配分(パレート最適性)を実現する(林[3]72-73頁)。いずれにせよ、貨幣メディアを用いる価格機構は「プロテスト吸収メカニズム」になっているといえるだろう。上記(5)に「手続は一般に道具的機能(=合理的決定発見)と表現的機能(=当面の感情充足)というふたつの機能をになっている」とあるが、価格機構を通じた財の調達(という手続)はこの二重機能を典型的に示している。ここで肝心なのは、こうした手続が問題(いまのばあい稀少性の問題)を根本的に解決するものではなく、たんに当事者の目に見えにくくするいわば煙幕の役を果たすにすぎないという点である(「手続=煙幕」説)。多くの人々が価格機構を通じた財の配分に表立って不満をもらさないとしても、(相続を含む)財の初期配分や貨幣入手の正当性(「財産は盗み」か?)など火種はくすぶっており、時とばあいによっては燃え上がるおそれもある。かつての米騒動や近時外国に例を見る大災害時の略奪行為を想起されたい。

話を選挙や裁判に転じて、基本的な筋書きは変わらない。稀少財の配分のばあい、唯一正しい配分方法などというものがあるのかないのか、あったとしてどんなものか分からない(ungewiß)からこそ、人びとは価格機構を通じた配分に一応納得するのであるが、同様に唯一正しい判決などというものがあるのかないのか、あったとしてどんな判決か分からないからこそ、また選挙結果があらかじめ分からないからこそ、多くの人々はたとえ渋々であろうとも判決や選挙結果を受け入れるのである。上記(2)に「手続の原動力は結果が不確実だという点にある」とあったのは、このことを指している。手続という社会システムはまさに不確実性(Ungewißheit)を糧にして成り立っているシステムなのである。

選挙や裁判のばあい、不満やプロテストが広範囲の人びとによって日常的に表明されるという点で、価格機構による配分とは様子が異なっている。価格機構に向けられる不満や抗議は、それを表明する人の範囲(社会的次元)、対象となる財(事象次元)、表明される時期(時間次元)のいずれにおいても今日では限定的となっているのに対し、選挙制度や裁判制度はたえず変更圧力のもとにあり、じっさい変更されることも珍しくない。たとえば上記(3)におけるルーマンの小気味よい解釈にもかかわらず、選挙における平等(平等な投票権、一票の重みの平等)はプロテストにさらされている。「市民たちが各自の政治的確信や意見を持つ際の強度には大幅な差があるが、『一人一票』はそれを記録することを許さない」(Hirschman[4]訳121-122頁)からである¹⁾。選挙における一人一票は、いかなる熱烈な一票でも最も冷めた一票と同じ扱いを受けるという意味で、おそらく投票者と候補者の双方に欲求不満をもたらすであろう。これと対照的なのが価格機構による財配分である。すなわち、価格機構では買い手は誰もが均衡価格で買うことができ、売り手は誰もが均衡価格で売

ることができる（一物一価）がゆえに、双方に余剰が発生し、しかも競争均衡では余剰の総計（＝社会的余剰）が最大化される。一物一価のおかげで「最も冷めた」買い手を除いたすべての買い手が、当該財に寄せる各自の熱意に応じた余剰を手にするのであり得るのである（〔4〕訳125-126頁）。

裁判のケースでも価格機構との違いは歴然としている。価格機構は満足をもたらす財の配分メカニズムであるのに対して、裁判は不満の配分メカニズムであるから、判決がどう転んでもプロテストの源泉はなくなるのでない。 「不満の配分メカニズム」とは、ルーマンが裁判手続の機能として「不満の特定化およびプロテストの分散化と吸収」をあげたこと（II-1参照）に示唆された筆者の命名であるが、ルーマン自身は個別・具体的ケースに即した例証を意識的に省いているので（〔10〕訳64-65頁）、ここでは裁判による不満配分の分かりやすい例をあげておこう。

所有地の境界線をめぐってA、Bふたりが対立しAがBを訴えたというケースを考え、次のような条件をおく（②と③は話を簡単にするための仮定で、外しても話の本筋は変わらない）。

- ①A、B双方が自己に有利な状況証拠をもってはいるが、真の境界線はもはや知ることができない（不確実性の存在）
- ②Bは現状の境界線に不満を抱いていない
- ③金銭による和解はしない

このとき判決は現状維持からAの主張の全面的受け入れまでのいずれかのところで下されるはずであり、結果的に境界線そのものにかんする不満はAのみが抱く、A、Bに分散化する、Bのみが抱く、のいずれかとなる。ただし、現状維持の判決でも裁判手続を通じたことでAの不満は幾分和らぐかもしれないし、逆に判決に腹を立てて不満がいつそう募るかもしれない。それゆえ訴訟前と判決後の不満の量的比較は困難であり、いわんやBの不満の大きさをAのそれと比べたり、足し合わせたりといった操作はほぼ不可能といえよう。手続のプロテスト吸収機能とは、プロテストが暴力沙汰に立ち至らないよう力を自ら（たとえば裁判手続）へ向けてそらすはたらきを指しており、プロテストの圧力自体を減らすという意味に限定するのは適切ではない。「吸収」(Absorption) はばあいによっては（たとえば手続としての価格機構のように）「緩和」(Abmilderung) や「除去」(Abnahme) を伴うかもしれないが、それは幸運なケースと見るべきであろう。

近年、市場競争の「勝ち組」・「負け組」という表現が目につくようになったとはいえ、個々の売買に勝ち負けがつけられるわけではない。これに対して選挙と裁判には勝ち負けがつきものである。この違いはプロテスト圧力の差を生み出さざるをえない。もし財配分が腕

力やくじ引きで決まるのなら、そこにはやはり勝ち負けが生じる。こうしてみると、財の稀少性を貨幣の稀少性に写し取るという価格機構の手法は、プロテスト吸収能力において卓越した手続であることが分かる。

III. 手続を通しての正統化の実例

価格機構を手続の一種しかも卓越した手続と見るのは筆者独自の着眼であり、ルーマンがそのように見ているわけではない。価格機構はいわば手続の理想的ケースであって、他のもろもろの手続、すなわちルーマンがとりあげた政治的選挙、立法、行政の決定過程、裁判手続等々は、この理想的ケースから道具的機能・表現的機能のそれぞれにおいてさまざまな程度に隔たっているケースとして描きうるのではないかと推測されるが、この点の追究は本稿の主旨からはずれるので、本来の筋に戻ってII-1に示したルーマンの主張を裏づける好例を紹介しよう。

最初にとりあげるのは、松原隆一郎氏の警世の書『失われた景観』（2002年）の中で紹介されている神奈川県真鶴町の条例である（[14] 第三章）。同町では1980年代末ごろからマンション・ホテルなどの新築がふえ、景観を損ねる事例が目立つようになった。これに対処すべく制定されたのが「まちづくり条例」（1993年公布）であり、そこには通例の土地利用規制規準に加えて「美の原則」というユニークな項目が含まれている。「〈美の原則〉は、従来の形態規制が高さや色・形など量的に測定しうる性質のみを指定していたのに対し、景観の〈美〉という質的な性質にもかかわらせようとする点に著しい特徴がある」（[14] 110頁）。しかし、定評ある歴史的景観や自然景観とは異なり、身近な生活圏の日常景観については美・醜の判断が人によって分かれがちである。条例が依拠するのは、「住環境にかんして既存住民に共有される暗黙の了解ないしルール」といったいささかあいまいな基準であり、これを開発業者や新規流入町民に「拘束力をもつものとして承認させる」ために組み込まれたのが、ほかならぬ「デュープロセス」であった。つまり、確固たる客観的基準がない（Ungewißheit！）なかで、あいまいな基準（ungewiße Kriterien）を手続（＝デュープロセス）によって正統化したのである。

手続のこまかい中味はさしあたり問題ではないので、必要ならば松原氏の本を見ていただくとして（[14] 115頁）、重要なのは「行政指導」のような公開性の乏しい規制手法に代えて何段階もの明確な手続を定めていることである。国の定めた都市計画法や建築基準法にもとづく申請は建設行為を合法化するには不可欠であるから、ここで正統化が問われるのはその申請以前に自治体が独自に建設行為の是非を判断し、非のばあいには実力行使にでることである。国法上の許可を得た合法の建設行為を実力行使によって中止に追い込むといういわば

最悪のケースでは、手続の段階は少なく数えても住民説明会・事前協議・公聴会・町議会の4段階ある。最終段階である町議会の「議決の結果は、法的な拘束力を有するものではない。…しかし議決に反して工事がはじめられたならば、町長は〈上水道の供給〉を行わないことがありうる。水道法では原則として町は水を供給しなければならないことになっており、拒否するのに〈正当な理由〉がなければならない、とされている。ここまでの〈手続き〉がその正当性を満たす、とみなすわけである」([14] 141頁)。忘れてはいけないのだが、上水道の供給拒否はあくまでも「美の原則」を守るための(非常)手段である。それゆえ、上記手続は「供給拒否を正当化するための手続」と狭く解釈されてはならず、「〈美の原則〉を正統化するための手続」と解されるべきである。

こうしてともかくも正統化された「美の原則」であるが、住民の無関心、開発業者のプロテスト、町財政を含む経済の論理といった障碍要因によってゆさぶられ、その前途はけわしいものようである([14] 150-159頁)。この状況は、景観に対する人びとの^{センス}感覚ないし意識がいまだ「美の原則」を十分正統化しきれないレベルにあることの反映かもしれないし、「美の原則」あるいは「美の基準」が手続を通して正統化できる限界を超えたあいまいさ(Ungewißheit)を含んでいるがゆえに生じたものかもしれない。じっさいには、人びとの景観感覚(景観意識)が高まるにつれて「美の基準」の含むあいまいさもある程度解消していくと考えられるので、松原氏が著作を通じておこなったような啓蒙活動は正統化の推進や正統性の定着に寄与しうるものといえよう。

真鶴町のケースは、行政の決定過程にかかわる「手続を通しての正統化」の典型的な事例であったが、もうひとつやや手の込んだケースをあげておこう。それは2005年11月に実施された大阪市長選挙である。そもそもこの選挙は、前市長の関氏が自らのまとめた市政改革案とりわけ財政再建策への市民の支持を確認すべく任期途中で辞任して再立候補するというかたちで唐突におこなわれた。この経緯から選挙は二重の正統化機能を負わされることになった。すなわち、市民ないし有権者に対しては当選者(=関氏)が市政の舵取り役としての市長の座につくことを正統化し、市議会や市職員に対しては関氏の市政改革案を正統化する機能である。

ここで手続がになうふたつの機能、「道具的機能」と「表現的機能」を思い出そう(II-1参照)。選挙のばあい「道具的機能」とは「政治システムの一定のポストに人間を配置することに仕える」([10] 訳294頁)はたらきであったから、当該市長選挙が道具的機能を果たしたことは明らかである。一方、「表現的機能」とは「人間やプログラムに関わる政治的同意あるいは拒否を表現する機能」([10] 訳295頁)であり、この機能を果たすことによって選挙はプロテストを吸収するのである。しかし、選挙実施が急に決まったため対立候補は

準備不足であり、大多数の有権者は「市政改革案」の内容を自らの利害に直接かかわるものとして詳細に検討していたわけでもないのに、今回の選挙が有権者にとって顕著な表現的機能を果たしたとは言い難い。低い投票率(約34%)が示唆するように、一般市民のレベルでは、プロテストのポテンシャルが高まっていないところでプロテストの受け皿が整わぬまま選挙がおこなわれたというのが実態であろう。これに対して改革案がただちに自己の利害にひびいてくる市職員やその組合にとっては、選挙前にプロテストのポテンシャルは相当高くなってはいたはずである。職員厚遇問題では市民の批判の声がおもにマスメディアを通して伝えられてはいたが、それだけでは批判はいまだ正統化されていない(=拘束力をもつものとして承認されていない)と抗弁することもできた。ところが関氏が再選されたことで批判(したがってまた市政改革案)は正統化されてしまったのである。もはや改革への表立ったプロテストは控えざるをえないだろう。この面で選挙(という手続)はプロテスト吸収機能を首尾よく果たしたとあってよい。ちなみに、行政の決定過程で生じるプロテストを選挙によって吸収するという本件のような手法は、ルーマンの視界にははいつていなかったと思われる。郵政改革をめぐる国政選挙の例もあり、この手法の原産地はもしかすると日本かもしれない(?)。

IV. ルーマン理論のおもしろさ

IV-1 不確実性・コンティンジェンシー・複雑性

『手続を通しての正統化』を読んで筆者が最もおもしろいと思ったのは、先にも述べたように手続を不確実性に依拠した「プロテスト吸収メカニズム」ととらえている点である。ややもすると、不確実である(ungewiß)よりは確実である(gewiß)ほうが良いにきまっているから不確実性は除去されるべき厄介者だと考えられがちである。そうした固定観念から目を覚まさせてくれるのがルーマン理論なのである。すなわち、不確実性があるからこそ世の中が成り立っているという面もあるのだと。同様な例としてコンティンジェンシー(Kontingenz)という概念がある。偶発性、不確定性、条件依存性などと訳されることが多く、これまた確定しないあやふやな状況を想起させ、できれば取り除きたくなくなるのだが、ルーマンの用語法に従うと「待った」がかかる。「ことがらが現にある…あり方は、そのようにあることが可能であるのみならず、またそれとは別様にあることも可能なのであり、…コンティンジェンシーの概念は…この現に存している世界というリアリティからみて、別様にありうるものを言い表している」([11] S.152; 訳163頁)。こう言われてみると、コンティンジェンシーはむしろ世界を(広い意味で)豊かにする源泉ではないかと思えてくる。逆にコンティンジェンシーのない世界は、生きる意味を失わせるようなつまらない世界かもしれ

ない。じっさい、ルーマンの議論を読み解いていくと、コンティンジェンシーは社会システムの生成にかかわる原動力とさえ言いえることが明らかになる。この点は前稿 (春日 [7]) で論じたので繰り返さないが、いかにもルーマンらしい発想である。

複雑性 (Komplexität) もルーマンのメガネで見ると社会システムの作動を継続させるいわば燃料の役を果たすものとなる。社会システムの参加システム (経済システムのばあいであれば生産者や消費者がそれに当たる) にとっては複雑性は選択に負荷をかける厄介者であるが、社会システムそのものは複雑性の把握と縮減を任務とするシステムであるから (Luhmann [8] S.116)、複雑性が消滅すれば無用になる。つまり社会システムは複雑性を糧にして生き延びるシステムなのである (春日 [6] 37-39頁参照)。一般に何らかの問題に対処すべく生まれた組織や制度が、当の問題が解決されれば用済みとなるのは当然であり、これは社会システムにも当てはまる。したがってルーマンはごくあたりまえのことを述べているのだが、その都度どのシステムが問題になっているのかという「システム・レファラン」を区別しない (たとえば社会システムとその参加システムの区別をしない) 杜撰な議論に慣れてしまった人びとには意表をつく見解と映るだろう。

IV-2 システム信頼

社会システムの作動にとって一見障碍となりそうな不確実性やコンティンジェンシーや複雑性がじつは社会システムの生成・存続に不可欠な要素であると見抜くその眼力に筆者は爽快感を覚えるが、ルーマンはほかにも無数の刺激的発想 (彼の用語でいえば Irritation) でわれわれの脳細胞を活性化させてくれる。彼の膨大な著作はまさに刺激的発想の宝庫なのである。けれどもそうした発想の多くは、すぐに目につくところにあるというよりは、「難解」とされる理論展開の中に埋もれてしまっているため、掘り出すのに手間がかかる。腰を据えて取り組む覚悟でないとかえってイライラ (Irritation) が募るばかりかもしれない²⁾。筆者の見るところ、後期の著作になればなるほど概念用具がふえて、理論のおもしろさが「むずかしさ」の陰に隠れがちである。本稿で取りあげた『手続を通しての正統化』のように、むしろ初期の著作のほうがルーマン理論の魅力を分かりやすく示してくれるようである³⁾。そこで初期の著作からもうひとつ、筆者が大いに惹きつけられた例を紹介しておこう。それは『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』(初版1968年、増補第2版1973年:[9]) の中に出てくる「システム信頼」という考え方である。

「システム信頼」で肝要なのは、人格的信頼と対置される点である。手続を「短命な社会システム」とみるルーマンに従えば上述の「手続を通しての正統化」もシステム信頼のうえに成り立っていることになるのだが、さしあたり好適な例は貨幣である。たとえば食料品店

が飢えを満たす食料と引き替えに素材的にはたんなる紙切れでしかない紙幣を受け取るのは、売り手が「客の〇〇さんは信用できる人だ」と買い手を人格的に信頼しているからではなく、受け取った紙幣を自分もまた支払いに用いることができると信じているからである。もし取引に人格的信頼が必要であれば、自動販売機などというものは出る幕がない。人びとは貨幣、ひいては貨幣をコミュニケーション・メディアとする市場経済のメカニズムに信頼を寄せているがゆえに、相手の人格とは無関係に貨幣を受け取るのである。このような信頼のあり方が「システム信頼」にほかならない。

一方、貨幣の支払いに目を転ずると、こちらには別種のシステム信頼がかかわってくる。人びとは自動販売機に貨幣を投じるとき、いちいち当の自販機の設置者つまり飲料等の売り手が人格的に信用できるかどうかを確かめるわけではない。自販機を使用した販売というシステムを信頼して貨幣を投じるのである。もし、自販機の故障が多かったりいかさま自販機が横行したりすれば、そのシステム信頼は崩れるであろう。しかし今のところ大きな事故・事件の報告はなく、自販機にかんするかぎりシステム信頼は持続しているようである。とはいえ、近年のわが国では貨幣支払いのさいのシステム信頼をゆるがす出来事が頻発しており、楽観は許されない。偽装書類がチェックされず倒壊の危険をはらんだマンションやホテルが多数建てられたり（これは「手続を通しての正統化」を危うくするケースといえよう）、大手メーカーの乳製品や牛肉、乗用車や石油温風器にインチキや欠陥が見つかったり、銀行の行員・学校の教師・医師・弁護士などがスキャンダルをしばしば引き起こしたりと、日常生活に今や不可欠となったシステム信頼を掘り崩す事例が連日のように報じられている。ますます複雑化する社会において人びとはますます手際よく複雑性を縮減していくことを求められる。システム信頼とはそうした要求に応えるものとして人びとがおのずと身につけた手法なのである。つい最近までの日本はこのシステム信頼を醸成するのに好都合な風土ないし国柄を有していたと筆者は考えるが、それももはや過去のこととなりつつあるのかもしれない。

こうした身近な事例をとっても、「システム信頼」という考え方はなかなか応用範囲の広いことがうかがわれる。ルーマンの著作の中にはほかにも数々の独創的かつ有用なアイデアがちりばめられており、本稿で取りあげたのはほんの一部、それこそ氷山の一角、でしかない。自らの力量不足とはいえ、ルーマン理論の魅力を圏外のひとに語り伝えるのはじつにむずかしい。伝えたいのに伝えられないもどかしさを感じざるをえない。しかし、そのもどかしさもまた筆者にとってはルーマン理論の魅力のひとつなのである。

注

1) とはいえ A.O. ハーシュマンによれば、「われわれの現在のシステム [= 「一人一票」制] も、少なくとも次の点では強度を反映しているのである。すなわち、投票所まで足を運ぶという不便に耐えられないほど弱い感情しかその時の争点について持っていない市民たちの意見が、全く無視されているというかぎりでは」 ([4] 訳122-123頁: [] 内は引用者の補足)。それゆえ、投票にさいして感情の強度を正しく記録しようとするなら、「より強い強度を記録するにはより高い費用を取り立てるという原理」を徹底させればよいとハーシュマンは考える。たとえば、「ある争点について強い感情を持つ市民たちは三票まで投じることができるが、それには投票所に三日間毎日通うという代価を払うことを条件とすれば、このシステムでは、どれだけ強いメッセージを伝えたいかに応じて、市民たちは零から三までの尺度の上で決定することができる」 ([4] 訳123頁) のである。

ただしハーシュマンは「一人三票」制を、すぐにでも実行すべきプロテスト緩和の具体策として提案したわけではない。彼のねらいは、こうした方式を挙げることで投票のもつ「二重性格」を浮かび上がらせる点にある。「すなわち、一方において投票は、過度に抑圧的な国家からの防衛を可能にするための制度的枠組の重大要素であるが、他方でそれは、過度に表現的な市民に対する防衛手段としても機能する」 ([4] 訳124頁) というのである。視角の違いはあるが、ハーシュマンもまた選挙に道具的機能 (抑圧的な国家からの防衛) と表現的機能 (市民の表現の抑制) を認めているといえよう。表現の抑制がなぜ表現機能を果たすのかとの疑義が生じるかもしれないが、投票制は人びとに表現の機会を与えると同時に表現の範囲を限定するのである。「一人一票」であつても最小限度の表現はできるが、強度の表現はほとんどできない。一方、強度表現を可能にするような投票方式は、それを実効あるものにしようとするれば投票者側の負担を高めざるをえないので、そのぶん強度表現は抑えられる。ハーシュマンが注意を喚起するのはこの点であり、上記 (5) におけるルーマンの指摘はハーシュマンのこの洞察と合わせて読まれるべきであろう。

2) イリテーション (Irritation) ということばは、ルーマンの後期の著作にしばしば出てくるが、たとえば『マスメディアのリアリティ』 (増補第2版1996年: [13]) ではキーワードのひとつになっている。同書でのイリテーション概念の用法は、ルーマンがこの語に与えた特有の (=読み手にとっては難解な) 説明を理解する助けになると思われるので、M. ベルクハウスによる要約をさらに2点にまとめて示しておこう (『やさしいルーマン: システム理論入門』第18章第4節: [2])。 (1) マスメディアがあまたの情報の中から好んで取りあげる (=選び取る) のは、新しいもの (時間次元)、逸脱したもの (社会的次元)、量的に表わされるもの (事象次元) であり、こうした情報選別を通じてマスメディアは、人びとに現状があるべき姿と違うことを印象づけようとする。このマスメディア特有の情報選別は人びとにとってイリテーションとして作用し、彼らはたえず革新ないし改革へと自らをあおり立てるようになる。 (2) より根本的には、マスメディアはたえず情報を非情報に変えることによってイリテーションを生み出す。すなわち、情報はいったん伝えられると情報価値を失って非情報に転化するので、そこにたえず情報欠乏状態が作りだされ、人びとのあいだに新たな情報への渴望、言いかえるとイリテーション、が生じるのである。

ちなみに『マスメディアのリアリティ』の邦訳「訳者あとがき」で林香里氏はルーマン理論が読み手に与えるイライラ (Irritation) の由来にふれており、共感するひとは少なくないと思われる ([13] 訳205-206頁)。

3) ルーマン理論の発展段階をどう区切るのかにかんして「統一見解」があるわけではないが、馬場靖雄氏は1960年代から70年代半ばまでを「初期」、70年代半ばから80年代前半までを「中期=移行期」、1984年の『社会システム理論』刊行以降を「後期=完成期」と区分している ([1] 2-3頁)。いずれにせよ、『手続を通しての正統化』と『信頼』を初期の著作とすることに異議は出ないであろう。

参考文献

- [1] 馬場靖雄『ルーマンの社会理論』勁草書房, 2001年.
- [2] Berghaus, M., *Luhmann leicht gemacht: Eine Einführung in die Systemtheorie*, Böhlau, 2003.
- [3] 林 敏彦『需要と供給の世界』[改訂版] 日本評論社, 1989年.
- [4] Hirschman, A. O., *Shifting Involvements: Private Interest and Public Action*, Princeton University Press, 1982 (佐々木毅・杉田敦訳『失望と参画の現象学』法政大学出版局, 1988年).
- [5] 春日淳一「社会システム論から見た貨幣」佐藤康邦・中岡成文・中野敏男編『システムと共同性』昭和堂, 1994年.
- [6] -----『貨幣論のルーマン』勁草書房, 2003年.
- [7] -----「ダブル・コンティンジェンシーについて」関西大学『経済論集』第55巻第3号, 2005年.
- [8] Luhmann, N., "Soziologie als Theorie Sozialer Systeme", in: *Soziologische Aufklärung* Bd. 1, Westdeutscher Verlag, 1970 (初出1967年) (土方昭監訳『法と社会システム』[改訳版] 新泉社, 1988年).
- [9] ----- *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 2. erweiterte Aufl. Ferdinand Enke, 1973 (1. Aufl. 1968) (大庭健・正村俊之訳『信頼』勁草書房, 1990年).
- [10] ----- *Legitimation durch Verfahren*, Suhrkamp, 1983 (1. Aufl. 1969) (今井弘道訳『手続を通しての正統化』風行社, 1990年).
- [11] ----- *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp, 1984 (佐藤勉監訳『社会システム理論』上・下 恒星社厚生閣, 1993-95年).
- [12] ----- *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp, 1988 (春日淳一訳『社会の経済』文真堂, 1991年).
- [13] ----- *Die Realität der Massenmedien*, 2., erweiterte Aufl., Westdeutscher Verlag, 1996 (1. Aufl. 1995) (林香里訳『マスメディアのリアリティ』木鐸社, 2005年).
- [14] 松原隆一郎『失われた景観: 戦後日本が築いたもの』PHP新書, 2002年.